

# 長岡市・川口町合併協議会の会議の運営に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・川口町合併協議会規約第10条第4項の規定に基づき、長岡市・川口町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (基本方針)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、協議会の委員（以下「委員」という。）の3分の2以上の賛成により、非公開とすることができる。

2 会議の運営に関しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

## (議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

## (会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

## (会議の進行)

第5条 会議の議事は、原則として出席委員の全会一致をもって決する。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

## (傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項については、会長が別に定める。

## (会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

## (会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 非公開とした会議の会議録等は、前項の規定にかかわらず公開しないものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この規程は、平成21年10月5日から施行する。